

次期柏崎市総合計画策定方針

令和6（2024）年1月
柏崎市総合企画部企画政策課

1 策定の目的

本市では、第五次総合計画が令和7（2025）年度をもって計画期間の満了を迎えるところで

す。
第五次総合計画では、「人口減少・少子高齢化の同時進行への対応」を本市における最重要課題とし、分野別の取組を進めてきました。また、後期基本計画では、「子どもを取り巻く環境の充実」と「大変革期を乗り越える産業イノベーションの推進」を重点戦略に設定し、直結する施策を進めながら「力強く心地よいまち」の実現を目指しています。

しかしながら、人口減少は、依然として進んでおり、後期基本計画では、令和7（2025）年度末の人口76,000人以上を目標としていますが、現在の減少数の実績に鑑みると目標の達成は厳しい状況です。

引き続き、人口減少が地域社会に与える様々なマイナス影響を考慮し、減少数を可能な限り抑制するとともに、長期的視点に立った持続可能なまちづくりを進めるため、次期総合計画を策定します。

2 策定に当たっての基本的な考え方

- (1) 「柏崎市総合計画条例」に基づき、計画の策定を進めることとします。
- (2) 「柏崎市市民参加のまちづくり基本条例」のまちづくりの原則にのっとり、これまでと同様に、幅広い市民参加の機会を設け、市民ニーズの把握に努めます。
- (3) 第五次総合計画の進行管理を行い、現在の課題等を精査しつつ、将来推計人口をはじめとした長期的な変化・課題の見通し、現在の時代潮流・社会環境を踏まえて「目指す将来都市像」を定めます。
- (4) データやロジックモデルに基づきながら、施策等の検討を行うとともに、妥当性のある成果指標を設定し、施策の実効性を確保します。
- (5) 複雑多様化する市民ニーズに的確に対応しながら、引き続き健全財政の堅持を図り実効性あるものとするため、基本計画期間における財政計画の策定を行います。

3 構成と期間

次期総合計画は、基本構想及び基本計画で構成するものとし、基本構想を令和8（2026）年度から令和15（2033）年度までの8年、基本計画は前後期ともに4年とします。

4 総合計画と総合戦略の一体化

総合計画と総合戦略を一体化することにより、総合計画と整合性の取れた総合戦略の策定につなげるとともに、市民に分かりやすく効果的な施策展開を行います。

5 策定体制（別紙1 策定体制イメージ図参照）

(1) 柏崎市総合計画審議会及び分科会

市民により構成する柏崎市総合計画審議会と、この下に各施策の基本方針に対応した分科会を設置します。市長からは、総合計画の策定に関する事項について審議会に諮問を行います。

総合計画審議会 (部長級＋審議会委員)	基本構想・基本計画の審議・答申など
総合計画審議会分科会 (部長級＋課長級＋審議会分科会委員)	基本計画の検討・意見集約など

(2) 市民参画

今後も、市民と行政との協働によるまちづくりを推進していくため、以下の手法により、多くの市民の意見やニーズ等の把握に努め、計画策定への市民参画に取り組みます。

ア 市民アンケート

第五次総合計画策定時の市民ニーズ（アンケート結果）との対比や、新たな市民ニーズの把握のため、市民アンケートを実施します。

イ 市民ワークショップ

当市の強みや魅力、将来のありたい姿や、その実現のために必要な取組などについて、ワークショップによる意見交換会を実施します。

ウ パブリックコメント

エ 地域懇談会等

(3) 議会

総合計画条例の規定により、基本構想及び基本計画の施策の体系については、議会の議決を経て策定します。議会への提案に当たっては、情報提供を行いながら意見集約に努めます。

(4) 庁内策定体制

基本構想及び基本計画案の作成は、全庁的に取組を進めていきます。

	基本構想・基本計画の 素案等の審議・決定	基本構想・基本計画の 素案の調整	基本計画の素案の検討
庁内策定本部（庁議）	◎		
部長級＋課長級		◎	○
各課・局・室等		○	◎

(5) 業務委託（コンサルタント）

総合計画案の策定に係る基礎調査、市民アンケート調査、市民ワークショップの運営支援等については、業務委託（コンサルタント）を活用します。

6 策定スケジュール（予定）（※別紙2 次期総合計画策定工程表参照）

令和7（2025）年12月定例会議への提出を予定しています。